

議長 先ほど一般質問のなかで、小池議員の長久手温泉に関する発言通告書に基づきまして、答弁が非常に簡素だと、休憩を取らせていただきました。言われてみましたらそんなことも多少あるかなと。

今、小池議員の言われましたことについて、どのように対応をしたらいいかを審議していただきたいと思います。

水野委員長 今、議長が言われましたとおりで検討していきたいと思います。

じんの委員 質問の内容からして、差支えがあるものではないと思いますので、質問に答えていただきたいと思います。

前田委員 執行部の姿勢がなっていないと思う。私のことと言えば、前もって分っているのにも関わらず、あの段階でしか言わないとか。これは問題だと思います。今ここでこういう内容で、認めてしまうことになる小池議員は議会軽視だと言われたが、今後、議会に対する町側の姿勢というものが、ちょっと悪影響を及ぼすものでないかなという気がしますので、ここは事前に発言通告書として出していたわけですから、これに対して真摯に答えないということは今後議会として運営していくうえにおいて、かなり問題を残す、禍根を残すことになるそういう気がします。

この内容云々ということではなくて、大きな意味で発言通告書に対して答えないということは、これは私はまずいと思います。

小池委員 まったく今驚いてしまいまして、これは今回初めてこのような話をしている訳ではなく、長久手温泉の経理に関してはこれまで一貫して私は前回も問い正してきたところです。町長は前回の答弁でも精査して報告をするという答弁を、議事録がここにありませんが、そういう答弁をしています。資料に関しましても出さなかったわけですけど、先ほど福祉部長がお出ししたといいましたが、この回答書のことだと思いますが、これは私が求めたものではありません。私はこういったことのこういう文章中のことではなく、この根拠がわかる報告書なり表になったものを、これまで決算の諸表ですね、営業報告書として出されたのものがありますが、その営業報告書が実は だけのものだったということが実はわかりまして、ならばそれが全体が把握できるものを出すように求めたわけです。そういったものが一切出てきておりません。そしてこの回答書を出したと言いますが、この回答書には、例えば業務委託により返金する分が7千83万円だとか、そういった金額がぱっと出ているわけで、果たしてこれがどこから出てきているのか、ということが一切分らないわけです。しかもこういった回答書には、会社の経理内容をこちらにきちんとではないですけど知らせてきているわけですから、ここでは知らせてきておいて議場の場で一切言えないということは、あってはならないことだと思います。元々議会で聞いていることです。私は今回若干細かい質問をしておりますけれど、細かくいったものについては、この回答書の中のものをまた更に聞いているわけで、町が答えているものにつ

いて私は聞いているわけですので。町は経営について一切お答えすることができないと言いましたよね。でも今答えているわけですからそれを更に今日ここでは、答えられないというのは、いかにもおかしいというか、整合性も全くありませんし、元々答えられないということ自体がおかしいです。この長久手温泉の経営は先ほど申し上げたように、町が60%の出資の第3セクターですし町の福祉課にはこれだけの、最低限ですよ、これだけの資料を持っているんです。だから、行政事務として町は持っているので、一般質問はあらゆる行政の事務についての質問ができるわけですから、それについてこれも含まれている、経営内容も、それを質問しているわけですので、これが会社の経営だから答えられないということは全く理由にならないと考えます。

前田委員

小池さんのケースと私のケースは全く逆なんです。内容そのものが不備だとか揃っていないとかそうことは別として、小池さんの場合は従来の関連のことについて、事前に回答しているわけですよ、向こうはそう行っているわけですけど、回答になっているかどうかは、本人は認めてないんですが。私の場合は、今回の場合は逆なんです。あの場で初めて言う、やっтерことが支離滅裂なんです。間違っていることが分っているにも関わらず、私に何も事前に通告してこないでしょ。私は通告書を出している。あの場で。議会そのものに対する町側の、本当に、逆に言ったら信頼関係が結べないような状況、大げさに言えばね。そういうことになっとるのじゃないかなと私は思います。私の気持ちとしてはそんな心情です。

じんの委員

これ、私達も知りたいことを質問したと同じです。指定管理者ですよ。私達がこれ判断しなきゃいけないわけですよ、3年で継続するかどうかを。そのためにもきちっと答えていただかないと判断できない。通告書に出してあるんだから今になってできないということはおかしいです。

主幹

ここで議運の皆さんが、答えなさいという結論を出されても執行部の方は、先ほど部長の回答ですよ。答ませんということですよ、また空回りしてしまいます。答えない理由はさっき部長が言いましたよね。執行部の方としては、これ今、小池さんの方としては、行政事務として福祉課が持っているから答えるべきものだと、逆に執行部の方としては、その内容については温泉の事務だと、温泉の業務だと、町は60%の出資はしているけど業務の内容までには答える義務という行政事務ではないと。

小池委員

それはおかしいです。

主幹

そこで食違いがあるので、ここで皆さんで結論を出されて答えてくださいといっても、たぶん出ないと、同じになります。なぜ出ないかをここに執行部に来ていただいてお聞きしないと、また空回りです。

小池委員

それは納得できる理由ではありませんですね。答えるように

申入れていただくのが筋ではないかと思います。当然これは答えるべきものだという判断を議会としてはしていただくべきものではないかと思います。

議長

前田議員の言われたことは、確かに執行部の姿勢がおおちゃくいなと思います。それは直していかなあかんと思っているが、小池議員の温泉に対しては商法と行政法のいろんな中で、確かに町長が社長になっとなりますが、商法と行政法のなかでいろんな問題が出てきますが、正直いって分かりませんが、どこまで突っ込んでいいか、

小池委員

そこは全然違います。

議長

僕はそう思います。どのへんまで出さないかんのか。

前田委員

そういう話は今出る話でなくて、過去に彼女は1回、2回とやってきてる話で、その間出てくる話であって、それは一連性という問題から言ったら、住民もかなりその辺のところはどれだけ関心があって見とるか私はわかりませんが、そういう一連性の問題からしたら今ここで、そうことだからといって切っちゃうのは、行政の姿勢としていかなものかと、客観的にみるとそう思いますよ。

主幹

執行部の側からですと、今回から切るということです、今までは丁寧に答えていましたから。

前田委員

住民に対する行政の姿勢としていかなものかと。それを議会が行政がそうしたからといって、議会がそういう結論を出してしまったら議会とはいったいどういうものだとなりかねませんか。私は議会の使命というものは、そういうものでないと思いますし、これは議会そのものが、ここでやっちゃったら長久手町議会はどういう議会かと、おおげさに言うつもりはありませんが、存亡に関わると私は思いますよ。ここでそれをやったら。内容はともかくとして1件1件必ず答えてくださいと。判らないなら判らないで結構だけど、それはやってもらわないと、何のための通告書かと、これ地方自治法か何かで提出しているわけですから、これに基づいて提出してるわけだから、これについては答えられない、判りません、これは温泉会社に聞いてください、どんな答えでもいいですよ、それはやってもらわないと話にならないと違いますか。だったら一緒くたんにこの問題について行政については、今になってピシヤットとい話ではおかしいんじゃないですか。これ客観的にみても私はそう思いますよ。

加藤委員

冒頭に書類、報告書出していただいて各議員にも回答書を配ったということで、それとあと議員に説明をするということで向こうが準備をしてやってたということがあるもんですから、ここで細かいいろんな書類があるということで、それを一つ一つ書類を見ながら、対面でやらないと中々難しいところがあるというお話ですので、議場でそれをみんな答えるのではなく、この場を後でやるという、そういう報告でも執行部側の報告があってもいいのかなと。

じんの委員　　今、加藤議員が言われたのは、私はおかしいと思います。通告でちゃんと出しているんであって、議会の機能、使命としてはチェックしたり質問して明らかにすることが一つの使命で、個人で聞いて個人の納得ですることではないと、みんなに知らせなきゃいけないことだと。

加藤委員　　要するに一つの金額があって、これの根拠はまたということですから、そのまた根拠は何かという、そこまでどんどん行かれると、そういう資料が、間違った数字をいうと、まただめなものですから。

前田委員　　議会の基本的ななことが判って言うておられるのか知りませんが、こういう項目があればこの項目に対して

加藤委員　　それは答える・・

前田委員　　だから3についても2と同じですとか、必ずそういう形で私はちゃんと肅々と答えてもらわないと困る。

加藤委員　　それは私もそう思います。

金沢委員　　執行部は2から8までは、長久手温泉のあれだから答えられないと言ったわけでしょう。それはそれで答えになっていると思う。

小池委員　　それは答えじゃないでしょ。

金沢委員　　だからそういう詳細に対して、今加藤議員が言われたように、いろんな説明のなんというか、経理士さんとか難しい問題がありますから町側がそれを全部用意して小池さんに出席を求めたわけですよ。それを断ってというふうに思っているんじゃないですか。執行部側は。

小池委員　　それは関係ないです。ここは議会の場で私は議会の場でこれを求めていることで、そうじゃない場で話はそれなりにすることはあるかもしれませんが、議会の場で今回これを聞くという、しかも向こうが回答書を出してきたこの中味について更に聞いているわけですから、向こうが答えたことについて聞いているので、答えておきながらお答えできませんというのは、まったくおかしいことだと思いますよ。だからどういう場で聞けとかそういうことを、ここで問題ではないわけです。また、違う場でも例えば議員全員が集まってそういった話を聞く場は、それはそれであっても良いかもしれませんが、そうではなくて今これは議会の場です。議会の場で私は通告を出したのです。これについて、質問をするという、その対応がどうかということですよ。

金沢委員　　だから、執行部は詳細なる資料がいるから議会の場ではふさわしくないと言ったのです。

小池委員　　資料がいるから、会社の経理に関することだからと言ったわけですから。それはその理由にはならないということですよ。

前田委員　　こういう質問そのもの、出し方とかそういったことに関しては、これは議員のそれぞれのあれがあるわけであれなんだけど、それに対して行政としては一つ一つ丁寧に答えることがはっきり言って基本ですよ。出し方云々ということは彼が言うようにふさわ

しいとかふさわしくないという問題じゃあないんですよ。私も正直言ってこういうものがふさわしいのかふさわしくないのか私は判断できませんけども、出たものに対してそれはきちっと答えるというのが、町側の姿勢ではないかと私は思いますよ。それを一緒にこれだからできませんと言われてね、あそうですかと議会が言ったらこれはこれからこういうことだって、一遍そういう習慣付けちゃったらそういうことだってありますよ。それでなくても今議会聞いてますと、1人1人のやつを聞いてると、本当におおちゃくち答弁が多くてね、ここの話題とは違いますけどね。受取れますけどね。

副議長 提案ですけど、一般質問始まる前に議長の方から質問のありかたについて、回答のあり方についてということについていつもしております、今結論が出そうにないものですから一旦ここでですね議長と私の方で執行部の方に、その通告に対して適格に簡明に答えなさいということをもう一度申し入れさせていただきたいと思うのですよ。その時点で向こうがどういう反応をするかということで、それをもう一度議運に持帰らせていただく。

前田委員 副議長 それで充分です。

副議長 一般質問の冒頭に必ず言ってますので再度今の答えについて議長が毎回言われている発言と、あなた達はどう思っとるかを一度確認、申し入れしたいと思いますので、どうですか。

小池委員 それでいいと思います。ただ、それを言うに当たって時に、最後に福祉部長が、私が説明の場に来なかったのということを理由に言ったかと思いますが、それは理由にはなりません。通告に対する答弁をしない・・・

副議長 今の通告が出してあることに対して、それから質問に対して適格に簡明に答えなさいと議長が言ってる、その申し入れに対してきちんとしてくださいということをとるにあえず。

小池委員 言わせてもらえば、テープもだめ記録者もだめと福祉課長が言ったがために私はあの説明会には行きませんと言って行きませんでした・・・

副議長 それは質問の中で議論していただいて・・・

小池委員 だから私は、この場できちんと議事録もあるので改めて聞いてるわけですので・・・

副議長 まずは、それをやらせていただけないでしょうか。どうでしょうか。

議長 今、副議長がお願いしたように向こうと相談して、どこまでどうなるかはわかりませんが。

委員長 今、副議長から提案がありましたように正副議長で申し入れをしていただくことにします。

小池委員 それを待ちます。

委員長 暫時休憩とします。

午後2時14分休憩

午後2時40分再開

委員長
副議長

休憩前に引続き議会運営委員会を開催します。

先ほどの議運で提案させていただいたことを、執行部側に再開に向けてきちっとしていただくよう申し入れをしました。今回の件について、まず執行部側も意見があるということであり、議運の皆さんにも聞いていただいて再開に向けて協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

副町長

たいへんご迷惑をおかけいたしております。議長、副議長の方から5月29日に通告書を渡しておる中で、2番から8番につきまして答弁という形にはなっていないのではないかという意見が多数あると、いようなお話がございました。私どもの方は2番から8番についてまとめて申し上げたという点はあるかと思ひますが、営業の詳細といひますか、経営の詳細についてついでのございますので町職員としての立場で議会の場でお答えすべきことではないとうことでお答えをさせていただいたつもりでありましたけども、正副議長の方から、29日に通告してるわけですから、なぜそういったことについて、なぜ議長ないしご本人様の方にそういったことを言わなかったのかという話がございます。その件につきましては、私どもが例えば言い訳するわけではございませぬけど、今まで長久手町の議会の一般質問のシステムといひますか、そういった中でそういったことがあった場合に、例えば文章なり口頭でもいいわけですが、議長等へそういったことで答えることができないという通告をするということになってなかったものですから、お答えできないということがお答えと思ひていましたので、今後、逆に私のほうから正副議長のほうへそういったシステムを今後問題が起らないためにも作っていただいたらどうかとご意見を申し上げさせていただきました。本来ならば、2, 3, 4, 5, 6, 7, 8とお答えすることができないということをお一つ一つ申せばよかったかもしれませんが、今までの通例からいひますと1番2番まとめてお答えしますということをやってきたものから、そういったお答えの仕方に、誤解を招くというふうには思ひます。よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

委員長

ただ今副町長のほうから説明がありました。経営の詳細については町職員としてお答えするものではないという、そういうこととございませぬ。

委員長
副議長

それでどういたしまししょうか。

本人がみえますので、それで再開できるかどうかということとすけども。

委員長
小池委員

小池委員いかがでしょうか。

経営の詳細について、前回4月21日付の回答書というのがある

りますね。

副町長
小池委員
副町長

はい。

これはどなたが作られたものでしょうか。

保健福祉部の方で作りました、私どもも目を通させていただきました。当然作る場合には、(株)長久手温泉の支配人、経理担当、委託しております管理会社が入ってまとめたものを、保健福祉部の方でまとめさせていただいたと。これにつきましては3月議会で私が小池議員の質問に対して、保管する資料としてお出しするというお約束をしたものですから作らせていただいたということで、資料として出てないというお話があったものですから、その資料については、議会の中の答弁でもお出しできるものについては3月議会の中では全て出してあるということは、お答えをいたしておるということです。

小池委員

資料の内容について、ここでは申し上げませんが、それは認識が違うということがありますけども、まあ、福祉部としてこの回答書なるものを作られた。これは長久手温泉の経営の内容について書かれているものです。で、経営の内容について町職員の立場で答えられないといのは、おっしゃられますけども、もう既にこの回答書の中には答えておられるわけですよ。それに基づいて私も今回、まあせつかくこれをいただいたわけですから、これを見せていただきまして、まあ更にここにこの様に福祉部長名で書かれているということは、当然この根拠についての数値については町の方で把握していらっしゃるはずですから、それについて通告してお伺いしているわけですから、こういったもう既に町の側で答えられている長久手温泉の経営内容についてありながら経営の詳細については町職員の立場で答えられないとおっしゃるのは、全く整合性がないと考えますけど。どういうふうに理解してよろしいでしょうか。それから前回の一般質問でも、私は、その前からそうですけども経営の内容についてもお伺いしておりますし、町長もその折にも、不明な折にも精査をしてお答えをしたいというふうに答えられました。一切経営の詳細については、答えられないということはこれまでも言っておられませんが、そういった姿勢でこちらが聞いたことに対して副町長もお答えになりましたよね。様々な件について、回数券の数とか。あの時は答えられて、今回は答えられない、前回回答書には書いて、今回は答えられない、いったいこれ何なんですか。

副町長

今言われておる大前提を申し上げますと、今回の一般質問の内容につきましては、先ほども言いましたように前回12月議会、3月議会で聞かれた内容よりも更に深まったところの内容をお聞きになっているわけです。まして、今言いましたように本来紙をお渡ししたのも別に議場でお答えしたわけでもないわけですし、で答えをさせたいいただいたという、それは当然保健福祉部に温泉に聞いて、お約束をしたんでお渡しをしたという前提なんで、しかもご

説明をさせていただく時にも当然四者でやりますよということ、廊下でしたけども小池議員とやりまして、その中で四者ということで、温泉、町、小池さん、経理会社ということでお答えしております。私が答えたといわれますけど、私は小池議員が前にも言われたように7,000円で割り算をされたもんですから、5,500円とかいろんなことがありますよと、大枠的なことをお答えしただけであって、そのような詳細なことについてお答えしたというようなつもりはございません。

小池委員 詳細なことについても答えていただいていたと思います。何冊が幾らでという答弁ももらいましたので、まあそれは副町長であったか福祉部長であったか、今ここで会議録をもっていないので申し上げられませんが、3月議会においてもかなり詳しい答弁があったわけです。それと根本的に、本質的にですね経営の詳細について答えられないというのは、経営についてもこれは指定管理者をしているところでもありますし、また第三セクターの会社ですから当然事業報告書、全て町が把握しているものですから、町の把握の中で町の責任において詳細については、答えていただくべきものであると、そのように認識をしております。それを経営ですから答えられないということは、全く納得ができないものですね。

副町長 経営報告とかいうことで議会の方には当然報告させていただいておりますし、先ほども申しましたように、以前正木監査委員の時に3回、加藤武監査委員の時に1回、監査もさせていただいておりますし、当然町の方も会社の方もこういう経営をしておりますので、経理的には会社が当然やっていくべきことで、私どもは経営の日報とか月報はいただいて、その管理というか指定管理をしている責任は果たしておるとその程度だと思っております。

小池委員 この長久手温泉の経営に関しては、町ということは町民全体ということで、60%出資をしている・・・

副議長 一般質問みたいになってしまっているけど、再開に向けての議論をしないといけないと思いますので、他の方どうでしょう。

前田委員 私は1から9までだったですかね、これについては執行部側としてはしっかり時間があるわけですから、少なくともこれに対する答弁は、私はできると思うんです。けどもその後の再質問に関しては、手元に資料がないとか、それ以上のことはできないとかそういうケースというのはあるかと思いますが、けども少なくとも議員が出してきたこの8項目目に関しては、何らかたちですら時間もあることですから、答弁できるはずですよ。その次の再質問、例えばこれについて更なる細かいものが出てくれば、それはその段階で、ちょっと手元に資料がないから答えられないとか、そういう話にはなるかもしれないですけども、少なくとも議員が一度これだけのことを書いてきたわけですから、それに対して丁寧に答えるのは町側の義務だと思いますよ。そういうことだって今

までだっただけでしたね。第一回目の答弁には答えるけども再質問についてはちょっと手元に資料がないからお答えすることができませんと、議員の方も、そうかなと納得してケースは何回でもあったわけですから。少なくとも第一答弁だけはしてもらわなければ、これは議会に対する冒涇とは言いませんけど、ちょっと誠意がないんじゃないですか。こんなふうに感じます。時間があるんです。

じんの委員 私も前田議員と一緒に、これに答えなかったら何のための通告なのか、私達議員はわからなくなりますよ。

委員長 先ほど執行部側の方から提案がありましたけれども、今後答弁としては答えられないということですよ。ずっと平行線になってしまいますよね。ですから今後このようなことがないようにと、執行部側の提案がありましたけども、結局はこのまま答えませんですよ、どういたしましょうか。

小池委員 答えてもらわなければ困りますよ。

前田委員 執行部側にお尋ねしたいですけど。これは答えはあるんでしょ。一応は作ってあるんでしょ。

副町長 それは4月21日にお渡ししてあるものことだと思うのですが。

前田委員 その中から答えたらいいのじゃないですか。そぐうものを、それがあるのなら。

参事 形式上、いろんなかたちでの整理、ものの話の仕方があるのかと思うのですが、一つは小池議員がおっしゃいますように、事前に通告している内容に答えてない、これについて答えがないというお話ですよ。形式的には確におっしゃるとおりでございます、実質的には回答はいたしておりません。ただ、形式的には我々としたしましては、理由を付けてこれは会社の経理内容の詳細なことでございますのでという理由を付けて私どもは回答しているつもりでございますが、小池議員はどうしてじゃあ、じんの議員がおっしゃいましたように、それだと事実上返事がないものですから、事前通告制度に戻るものではなからうかという次ぎのご疑問がございます。確かに形式上はそうでございます。で、私どもが従前から申し上げていたのは、役場がこの温泉に関しましては二重の意味がございます、一つは指定管理者との関係、一つは第三セクターという会社との関係、二重の意味があるわけです。その経理内容の詳細につきまして全て役場が、まず一点、指定管理をしていたならば、指定管理者の経理内容を全て公開しなければいけないかということですよ、たまたま指定管理をしているのは長久手温泉でございます。これが長島温泉だって可能性があるんですよ、長島温泉に、もし、指定管理を出していたならば、長島温泉の経理内容を全て出せと、普通はそんなことはありえない話です。今回も私どもが言うのは、経理内容の詳細に渡って返事をしてくれという、こういう話ですよ。ですから、指定管理者としての面と言うならば、そんなことはございませんと、たまたま事前

通告で頂いたものには答えていませんけども、答えましたけども実質上返事をしないということを御主張されますけども、事実はその点でございますし実質上は前回の文書をもってキチンとものすごく判り易い文章で配付をいたしております、のが第一点。第二点、第三セクターの面においてどうしてその内容が経営内容の詳細について返事ができないかということですが、第三セクターというのは、うちが出資をしているだけでありますので、その出資をしたからといって、すべてをうちが詳細に出すかということですね。仮にの話ですがリニモでございますよね。リニモとか全てのところでございますが、それも事実上ありえない。一点ここでなんかまたまうちがあそこでやってるのがものすごく身近なところでやってるものですから、役場の職員がやってるみたいな感じですね、何で役場の財政課がやってるみたいな感じでなんで出せないの、何で出せないというところの感じが。

小池委員
委員長
参事

そんなことは言ってません。

聞いてください。

ですから経理内容の詳細については、お答えができませんという趣旨でございますのでその点ご理解がいただけたらなと思っております。以上です。

小池委員

よろしいですか。まず一点、指定管理者の件で業務内容について出す必要がないということおっしゃられましたけども、指定管理者の業務内容については全て町に出されています。ですからそのことについては、町はキチンと把握をして、どういった指定管理を受けた業務については把握する義務があります。それを全くそうではないようなことをおっしゃられるのは全くおかしいと思います。それから第三セクターについても、もちろんこれは半分以上出資をしている町としては、ただどこの、他の全然関係ない会社ではないわけですから、当然これも町に報告を受ける義務がある。報告を受けているということはその内容についてチェックをするべきだといことです。報告さえ受けて、あそうですかというだけでは何の意味もないじゃないですか。町自身もそうです。そういう認識を全くなくして末永さんいったい県からいらしたそうですけど、どういう認識で町の職員、他の職員にも何を言ってらっしゃるのか、指導的な立場にある程度あると思うんですけど。

委員長
副議長
小池委員
参事

主旨から外れて。

それで一般質問が成り立つなら再開したいと思うだけ。

だって、今そう言われたことに対して

全然違いますので、僕返事をしたいと、認識不足でございますので。指定管理者であるからといって、ことばが一般的に話されてるんですよ、指定管理者だから全て町に出されたものは出す義務があるところおっしゃるんですよ。ところが指定管理の指定管理契約を結ぶ範囲内で出されたものを出すというんですよ。指定管理者の全てのものを出すなんてことは普通ありえません。

小池委員 指定管理者の指定になっているものを出してるんです町は全部。
 参事 指定管理の關係に係わる内容でございます。
 小池委員 そうですよ。
 参事 今おっしゃってるのは、指定管理者が本来持っている経理内容の
 詳細について本来出すべきだという趣旨かなーと思ったもので
 言ったわけですけど、そういう趣旨ではございませんですね。

小池委員 指定管理者の本来指定管理を受けているあその温泉交流施設
 について指定管理を受けてますね、長久手温泉は。その経理につい
 ては全て報告をあげることになってます、これは協定でそのよう
 になっています。そしてそれを出されています。その内容について
 も私は確認をしているわけですから。

副議長 認識論の議論になってきちゃって・・
 とにかく再開に向けてどっかで妥協するなり、妥協というか、合
 わせていかないといけないので、その辺をご議論いただけないか
 と思うんですけど。

委員長 先ほど執行側の方からも今後に向けては質問内容についてお答
 えできないものについては事前にお知らせをする、いろいろ執行
 側もそのようにしていきたいということがありました。この場は
 本当に議会を再開をしていく方向でいきたいと思いますので、ど
 うでしょう。

小池委員 ただどうでもとって、再開しいたいても意味がない。
 議長 執行部と議員がみえるわけだし、だからお互いに妥協しんこと
 には再開はできんわけだし、執行部はもちろん、小池議員もあるだ
 ろうし、その辺の妥協を再開に向けてどういうふう調整をする
 か。

副議長 一つは、小池議員が休憩を取られた理由としては、答えがなかっ
 たと。いうふうに思われている部分が多分にあると思うんですよ。
 当局側は答えたという認識でそこが違っちゃてるもんですから、
 折り合いのつく話ではないんですね。ですけど答えれないという、
 答えたということを受止めてもらって、次の追及にいくというこ
 うは難しいですか。

小池委員 ないです。
 副議長 答えてないという答えが出たということ。
 小池委員 それは納得できませんから。
 副議長 回答を拒否したという認識ではないということなんですよ。
 小池委員 答えられないというならば回答を・・・・
 副議長 だからそこがスタートだから、結論が出る話ではないんですよ。
 止まったままの話になっちゃうもんですから。

小池委員 答えられないと言ったんですから、回答拒否でしょ。
 副議長 答えるべきことではないと、私が言い訳しとつても・・・・
 副町長 今副議長も言っていたいたんですけれども、先ほどから何度
 も言ってますように本当にお答えすべき事柄じゃないんだという
 ことでお答えしたつもりでありますけども、ただそれで先ほど正

副議長から言われたように、委員長も先ほど言われたように、今までこういう事は答えられませんよと事前に言うという、そういうシステムが無かったものですから、この際お願いとしてそういった時があった場合には、事前に議長若しくは質問提出者の方にうちの方から文書なり口頭なりでこういうことについてはお答えできませんよということで、誤解を招かないような方法をとっていただければ私どももそういった形で対応していきたいと思っておりますので、ぜひそんなことをお願いをしたいなというふうに思っております。

副委員長 例えばこんで再開して再度質問された場合はやはり同じ回答・
副町長 今と一緒。

前田委員 副町長の答弁ですと、例えば発言通告書の期限なりがあるわけですよ、その後からこれについてはお答えできませんよ、ということを知られたら、きょうの私みたいなケースもあるだろうと思うんですけども、それいったいどうなるんですか。

副町長 それは一辺考えなければいけませんね。そういった場合に削るのを議運なりで話してもらわないといけない部分で、例えば提出日の12時間際に出されて、その後私どもにいただいて、これは答えられませんねといった時に、どうするかという問題があるんで、そのへんの細かいところは詰めないとちょっと難しい話だと思います。

前田委員 これをやっちゃうと本当にね、日常茶飯事的なそういう問題がこれから出てくるんじゃないですか。議会としての権威とか何とかは、全然保たれないようなことになっちゃうんじゃないですか。

小池委員 行政主導ということですか。

前田委員 そんなこと、議長了解しとったらあかんですよ。

じんの委員 出せれない・・・

小池委員 とんでもない。

議長 それよりも今回をどう乗り切るかです。執行部は今の答弁しかないということになると。

小池委員 納得できません。今の答弁しかないなんていう、もう既にこの回答書なりで・・・

前田委員 今の問題というのは、小池さんだけの問題じゃないんですよ。これから議員の、何年かこれからやってくれる議員さんのこともあって、そういうことを私は言っとるんであって、この問題だけの問題じゃないんですよ、今の発言というのは、そういうふうに理解して頂かないとまずいですよ。

小池委員 そうですね。

前田委員 自分が当事者になった時のことを考えてください。

加藤委員 今、執行部の副町長の話があって、今小池さんといろいろお話をされて、それを議場でやっていただいたら・・・

小池委員 その答弁を出す前提です。

加藤委員 内容に関しては、答える範囲内に答える、それでといろいろと言

われている、それを議場でやっていただいたら・・

前田委員　　まずは作った答弁書というものは無いんですか本当に。まずは作った答弁書というのが、担当部長が作ったやつが。あるでしょう。

副町長　　お渡ししてあるやつですよ。

前田委員　　これに対する答弁書。

小池委員　　これに対する答弁書ですよ。渡ししてあるのは前の話でしょう。

前田委員　　一応作ったでしょ、けども幹部の方がちょっと待てと、こんなもん出すの止めとけというような話になったんじゃないんですか。憶測だけど。違うの。

参事　　ざっくばらんに、きょう議場で前田議員には申し訳なかったわけですけど、僕はちょっと違う考えがあったもんですから、ああゆう考えなんですけれども。ざっくばらんに言いますけれども、会社の経理内容の詳細を説明するのは、私どもも本当に説明すると思ってたんですよ。実質小池議員に帳簿まで揃えてお待ちしてたんですよ。第一点、いらっしゃらなかったんですよ、それが不思議でしかたかないの。というのは、私どもものすごく勉強しました、勉強しなければわかりません。それを、なおかつこれとこれが合わんというのを、合わんという意味がわかりません。大変失礼ですが、小池議員はわかるかもしれせん。私はわかりません。複式簿記も詳細にわかりません。なおかつ、ここでもし仮にの話ですけど、何かお話しても、またこれが変なふうになっちゃうという恐れが多分にあります。なおかつ、経理内容の詳細に渡る内容なのでご勘弁いただきたいと、というのが本当です。

小池委員　　行かなかったのには理由がありますが、それは今ここで言っても、やり取りの言った言わないの話になりますから私は言いません。ただ、じゃ、ああそこで何人が待っていてくださったわけですよ。で、そういう所でだったらこの質問にあるようなことも全て話をしてくださるということだったんですか。

副町長　　今の話を細かくやっていこうとすると、当然帳簿がないと説明しきれない部分が大半です。当然ですから経理会社も3人位来てましたか、聞いている話しでは。その方々が帳簿を見せてご説明をしていくというのが一番、それしかわからないですよ正直。だからそういうことはするという前提でございました。

小池委員　　そういう場でも話をすると。

副町長　　会社がね。

小池委員　　私に対して。

副町長　　小池議員に対して。

小池委員　　だからそれだったら私は事前に通告しておけば、これについては会社に聞くなりわからないことは、これは福祉課長が福祉部でまとめられた回答書であれば、ある程度福祉部でその内訳を把握しているから事前に通告書をお出したわけですので、それに対して答えられないということは、今言われた実際見せてお話ししようと思っていたということぐらいであれば、それをなぜこの

場で出していただけないのか、全くわからないですね。

副町長 議場へ帳簿を持ってくるなんてことはありえないですから。

小池委員 そんなこと言ってませんよ。

副町長 だから答えられません。

小池委員 議場へ帳簿を持ってこなくたってこの数字だけ答えていただければ・・・

副町長 変に誤解を招くといけないものですから。

小池委員 いやいやいや・・・

副町長 それは水掛け論になっちゃうものですので。

参事

前田議員にご心配いただきましたように、じんの議員もおっしゃいましてけど行政主導で全て蓋をするというようなことになっちゃいかんとそのとおりでございます。決して私どもそう思っていない、事実小池議員に対しましても私どもは本来そんなの開示しないんですよ、開示しないのでも納得していただくよう努力をしてるんですよ。今回ここでなんか話をしたら、あそこで、議場で説明するのをうんたらかんたらというよりも、私どもは議員個人に対しまして一生懸命説明をするというつもりはございました。ただ、議場で本来、執行部側として見せれるべきもの、見せないものというのは仕切りはあるべきだと。というふうに考えております。だけれども議員の皆さん、もし、個人的にいらっしゃったときに蓋をしようとする気は全くありませんし、現に今回も小池議員に対してさえもそんな気はいっぺんもなかったですよ。全部フルオープンのもりでございましたよ。全部帳簿をそろえたわけですから。そこを私は議運の皆さんにわかっていただきたい。決して蓋をするっていうことはございません。

小池委員 私は行かないとは言っておりません、そういう場に。ただ、会議録、こういう場であればきちんとした会議録が取れますけど、私が1人で伺って話を聞いても後でどういった話がなされたのかきちんと残るものはない。ですからテープをお持ちするというのと、こちら側からも記録者を1人つけるということを申し上げたわけなんです。それに対して福祉課長は拒否をしました。で私は行かなかった。ですからそういった公の場で、私はあくまでも私個人だけに話すっていうことではなく、きちんと公開の場とは言いませんけど、それが後できちんと把握できる場で話を聞かなければ意味はないんです。基本的には、議会の場で私はこれをやってるんですから、議会の場でやってる続きがあるわけですから、今回も議場の場でこれを確認したいということです。

参事 まず、録音テープを断った、それから同行者を断ったという点でございます。私どもは小池議員に説明をして小池議員が納得していただければ充分だと。メモを取っていただいてもいいんですよ。税務署の調査なんかのときにコピーなんかも取らないですよ。そんなのは。メモも取っちゃいかんとも何も言ってませんよ。小池議員が納得するまで説明するといってるんですよ、プロを揃えてる

んですよ、3人もプロを揃えてるんですよ。そういう場でありながら小池議員さえ納得してもらえばいいというのが一点。二点目、これは公の場では不適當だからと言ってるだけ、何でこれをどうして公の場へもちたいかが、不思議でかありません。どこでも納得できる場合は、従前チャンスはございました。

小池委員
参事

なぜ公の場で・・・

事実上不可能だと言ってるんですけど。私どももわからなかったですよ、なんでかなと。正直な話わからないんですわ。こんなやり取りでわかるわけないです。

小池委員

私はそれでわかる範囲のことで聞きたいということで、私の質問内容について答えていただければいいわけです。ですから、それ以上のことは聞いてません。

参事

だからペーパーで答えました。

小池委員
副町長
委員長

それでは足りないから今回聞いているわけです。

ここでやっとなんか聞いてもらいたいです。

そうしましたら、小池議員は納得されていないようですけども、議会を再開して、そして執行側に、執行側は先ほどの答弁が返ってくると思いますけども、それを続けてやっていくということで・・・

副委員長
副町長
小池委員

新たにまた、詳しい説明の場というのは。そういう考えは。

現在予定はいたしておりません。

それでは全く何にも答えられないということですのでとんでもないことですね、それは。

前田委員

今の話で執行部側が、この内容について議場の場で議論するのはそぐわないと。そういうこと言ってるわけでしょ。小池さんは今までの流れの中からやってるということで中々平行線がとれないと。ということであれば、小池議員はどう思われるか知らんけど、そぐわないということであれば、今一つの提案として、今町の方にそういう案が出たわけですよ副委員長から。そういうことをやっていただいたらどうかと、もう一度申し訳ないけど。それが一つの約束ごとかなと思うんですけど。どうですか。小池議員はどう思われるか知らんが。

小池委員

それはもしそういう場を、話を聞くのであれば私のみならず議会の議員の関心のある方には、何人かに同席して聞いていただきたいと思います。

前田委員
(がやがや)

議員に限りますか。

副委員長

同行者と言われたんですが、やはり今の小池さんの質問は議員のそういう立場、特権でそういうことを言われてますから議員以外の方が立ち会うことは。

小池委員

ということをおっしゃるのであれば、議員の立場の方たちが一緒に何人が聞くということはどうでしょうか。おそらく他の議員の方たちもこれまでの経緯をみていて、そこから先のことはわか

らない部分が同じようにあると思いますので、それを拒否する理由は何かあるのでしょうか。

副町長 本来、元々帳簿だとかそういうものは公開すべきものじゃあないんですよ。それを先ほど言われたように以前の流れの中から小池議員に対して、行いましょうとして約束したわけですから、それを今になってこういう議会のストップした状態の中で、みんな集めてきてやるけどまたやるかという、そういうご提案はいかなるもんかなと思いますけど、私どもは。

小池委員 小池議員に対してとおっしゃいますけども、私は決して個人的な立場で質問をしているわけではないです。議会の議員の一員として町民の代表としてこのことを質問して、一般質問という議員の権利の中で質問してるわけです。ですから個人的な議員が聞いたわけではありませんので、一般質問という議会の本会議の中ですから、これは当然そのことについて説明をしたいということであれば、私以外の議員も同席することに何ら問題のないことだと思います。

参事 ですから、何回もお答えいたしますように、議員としては私どもはこれは公開いたしませんと。前は特別にですね、何もやましいことはない、隠してないとだから特別にそれをお見せしたということです。ですからご自分にご欠席されたことを理由として、今回はたくさんの方ですね、これを見ようというのは何か本末転倒のような議論のような気がします。

委員長 執行側がそのことに対して、小池さんに説明をしようとしたそのチャンスを小池さんは逃したというのか。

小池委員 それは違います。逃したわけではないです。私は行かなかったのはちゃんと理由を言いましたから、そういうふうに一方的な情報で話をさせていただいては困ります。私は事前にもうその日は行かないと言いましたから。

委員長にそういう整理の仕方をしてもらっては困ります。

議長 初めにも申し上げましたように、どこまでがというのが一番難しい問題だと思うんですよ、私は。今までは正直言って執行部の方も……。

(休憩の声あり)

委員長 暫時休憩とします。

午後3時22分休憩

午後4時19分再開

委員長 休憩前に続き会議を開きます。

副議長 大変長い時間お待たせして申し訳ありません。先ほどの提案を含め議長と私でいろいろ執行部側、小池さんとお話してきましたんですが、正直申し上げまして、これという結論には至っておりません。

ただちょっと時間がかかりましたので、今までの経過ということで報告させていただきます。先ほど一部の案で福祉の家、ござらせの方で向こうで説明会を開きたい開いたらどうだということで、それでいったん説明を聞いたらどうだということでありましたが、それについても参加議員の人数、その他誰にというようなこと、最終的には合意に至りませんでした。ただちょっと時間の経過があったものですから今こうやってお集まりいただいて、現状を報告させていただいたところです。できればきょう中に再開に向けて、ご努力願いたいと思いますし、議運の皆様にも意見、提案をしていただいでですね再開に向けて少し議論していただきたいなと思ひまして、招集をお願いしました。以上です。

委員長

ありがとうございました。

金沢委員

また、話し合いを設けることに関しては、執行部側はいいといつてるわけですか。

副議長

話し合いっていう大まかな部分ではいいんですけど、細かなところでは合意ができませんでした。

じんの委員

ここで話し合つて、例えば結論が出るとしても、執行部側が呑まなかつたら何もならないでしょ。

副議長

呑まないというか、執行部側はあくまでも執行側の言い方は、回答を拒否したわけではなくて、あれが執行部の回答だという言い方で言っておりますもんで、前に進まない議論になってしまつておるんです。

議長

執行部側は、小池議員1人でということでありましたので。そんな多くの議員ではという執行部側の意見でした。いろいろと話をしてきたんですが、執行部としては、正副議長と監査と小池議員の5名位でお願いができんかということでした。

副議長

それともう一つ謝らなければいかんのは、細かい部分になって小池さんと私もだけで打合せをしてしまつて、議運のメンバーの人に報告が遅れたことはここで謝らせていただきます。どうもすいませんでした。

ただ何とか再開に向けて、お知恵を拝借したいというのが正直なところなんです。日程も詰まっておることですので、何とかいい知恵がないかということですが、またあれならいっぺん休憩をとつていただいても結構かと思うんですけど。できたら意見を少し何か提案があつたら言つていただきたいなと思うのですが。

委員長

再開に向けて何かご意見をいただけるかと。

前田委員

今の話で、町側はその辺について別途会合をやってもいいよと言つことなんですけども、その辺について条件がつけられたと、出席する人について制約があつたと、それについて小池さんは納得できなかったということなんですけども、小池さんはどういう主旨で反対をされたんですか。

小池委員

これは議会の中でこれまで話をしてきたことですので、本来ならここでやるべきことであつてそれがどうしてもということであ

れば、少なくとも議員の中で関心のある方には一緒に話を聞くということが当然筋ではないかと思っています。それを、議長副議長と監査という話はちょっと違うのではないかと思っています。

前田委員
議長

逆に町側はどうしてそういう全員の制約をされたのか。

小池委員

町側としては、名目が立つということではないかなと思います。ただ本質的な問題として、議会答弁せずにそういう場でだけ話をするっていう方向性というのは、私は問題だと。

議長

それは、私どもの方としては何とか議会を再開したいという考えがございましたので、何とかということでも話をもっていただけですけど、議員でということになりましたので。結果がこういうふうで何とかならんかと、向こうとの話し合いがついたわけがございまして。実質再開を延ばすことはいくらでも延ばすことはできますし、仕切ろうと思えばいくらで仕切れます。けどもそれを一気に、仮に執行部側としましてはもう答弁はこれしかないと言って、これが答弁だと言い切りますから、それを強引に押し通すようなことは、私としてはやりたくない、議長私の考えです。小池議員としては確かに不満もあるかと思うけども、役所というものはいろんなものを考えるとそうなるのかなと。私もやむをえんと、何とかご理解を賜って、小池議員にご理解を賜りたいなと、そして再開をお願いしたいというのが本音です。

副委員長

今、議長さんも言われましたけど、立ち会われる人を信用、信頼してですね議員全員じゃなくて今の言われた町側で納得できる範囲の人数でしていただいたらいかがかなと思いますが。4人5人が・・・

前田委員

信頼できる議員とか、できない議員とか議員に区別があるんですか。そういう話はないと思いますよ。

議長

それはない。

副議長

すいません、言葉を使い間違えました。

じんの委員

もう一度お聞きしますけど、なぜじゃあ監査と議長と副議長という人数になったんですか。

議長

監査は元々監査委員として・・・

じんの委員

それはわかるけど、その人数になったというのは。

議長

向こうもこの前小池議員が・・・

副議長

僕がここを出るときに、出る少し前の議論で、議員も入っての説明会を開くならというような合意しかけた部分があったじゃないですか。じゃここで私が入ってもいいですよということで、一度提案しに行きますと言ったんですね。そのときには人数のことは何も言わずに提案しに行ったんです。議員が入ってやったらどうだということでやった時に、向こうがこちらではできないし向こうの温泉の方でやるから全員はちょっとえらいよというような話が出たんですね。

じんの委員

全員が無理だよという意味がよくわからない。

副議長

ただ、部屋がせまいだとかそういう、実際の理由はわからないで

すよ、実際の理由はわからないけど、向こう側としてはここにおった時には開かないということで帰って行ったわけなんですよ。開かないと言ったから開く方向で、ということでそこから誰が誰を人数はどうかということで順番にそうやって動いてきたということで、最終的に結論が至らなかったということあって、今の議長が説明したことも途中経過の話ということで、人数が固定したわけではない、ただやり取りをやっとる最中の話だったんですけども、最終的にはこれ以上誰が入る何人がいいという結論も出そうもない話になったわけです。最初は小池さんと正副議長の3人でどうだという話もあったんです。やそれではいけない全員がいい、や全員はいけない5人にしましょう、ということですね。向こう側は何を意図していやといっているのか、ただここではやりませんということで出て行ってるもんでから。そこからのスタートですのでそういうことになりました。

前田委員　　そういう意味では町側もある程度は折れてくれたのかなという思いはするんですが、再開をしなきゃいけないということですので、一つの案として、私は基本的には通告書というかたちで出てるし、町のホームページでも出てるし、町民の皆さんに周知された事実ですので、それに対して議論がなされないということは、私は個人的にはいかがなものかなと思いますけど、ここで議会再開ということに対して意見を言わせてもらおうと、議員の参加は本来ならばそうすべきだろうと思いますが、小池さんにですけども、例えばそういう話し合いの中ではやり取りが当然出てくると思うんですね、小池さんの質問で出てくると思うんですね、そういう席に議員として本当に興味のある人が発言は許さないけども傍聴スタイルで出席させてもらおうとか、そういう形がもしとればどうかなと、一つの行政側に押し返す話なんですけども、その辺はどうですか。発言はしまんせんよと、会議に参加はしていかないけれどもそのやり取りは議員であればそれに参加して・・

小池委員　　当然じゃあないですか、それを拒むことは本来あってはならないことと私は思いますし、今言われているのは秘密会みたいなものですよね。私はそういう場に行くつもりはありませんので。

前田委員　　だから会議に参加した人が会議には参加できないけれども、議員であれば興味のある人は傍聴して聞くというようなことまでだったらどうかなと。行政側はそれでどうですかね。話はしてないけど。一つの提案として。誰が行くかは別問題として。

議長　　時間のある人は前もって言ってもらって、傍聴の準備、椅子の準備はあるだろうから。

前田委員　　今で言えば行政側の提案に対して議員も他の議員も傍聴をさせてもらう。

議長　　これはあくまでも提案に対して、小池議員が行かないと始めれんのですわ。

前田委員　　これは議会再開のための提案ですけど。話がつきそうにない

ですか。

副議長 人数とかメンバーの話もさせてもらったんですけども、もう1点ありまして、記録の問題がありまして、これについても合意ができてないということです。

小池委員 テープを取ると、それを拒むということ……。どんな会議でも議事録は取りますので、それは最低限必要なことだと思います。

前田委員 小池さん、今のテープの話ですけど、傍聴者はたくさん議員の人も耳をそばだてて聞いているわけですから……

小池委員 傍聴者を入れるということは……

議長 まだ聞いていません。

小池委員 合意ができればと……

小池委員 ただし、これは再開することの条件であって、私はこれが今回、通告に対する答弁がなかったということに対して認めてるわけではありませぬので。

前田委員 それは議会の中でやっていただければ結構だと思います。

小池委員 再開に際しての条件ということ、今言われたようなこと。

前田委員 皆さんどうですか、議会運営委員会の総意ということで。

議長 おそらく答弁はかえないと思います小池さんに対して、今言っているのが答弁と言っていますので、その繰り返しの答弁になるのかと思います。そういうことになってくると思います。

前田委員 答弁は向こうはしたから、あえてまた答弁はしませんよということでしょう。

議長 一緒の答弁しかしないので。

小池委員 それはいいです、

副議長 人数、メンバーはどうします。

前田委員 人数は、傍聴ですから。

副議長 傍聴の方はいいです。

前田委員 言われることは今の話で、今の町側の言われるメンバーで小池さんが入ってその中でいろいろ彼女なりの質問なり、そういうことはやるんだけど、その際にマイクは無しで結構ですと、だけれども傍聴は認めると、皆がたくさん聞いているから、その話で確認は得られるはずですから。そういったかたちでの会議はどうかと、これは最終案だね、議会運営委員会としての。

主幹 正副議長で執行部の方へ行っていただくんですけど、時間延長がありますので10分位で話がつかないようであれば、まずは時間延長だけの本会議を開くか、今すぐ10分位で行って戻ってきてもらって直ぐ再開ということになるんですが、どのようにしましょうか、時間延長。

前田委員 とりあえず、話がつくつかないに係わらず、10分前に招集をかけると。

(50分に招集をかける。)

委員長 暫時休憩とします。

午後4時38分休憩

(午後4時49分本会議再開)
本会議の時間延長を行う
(後4時50分本会議休憩)

午後4時51分再開

委員長 休憩前に続き会議を再開します。
副議長 議長と今の議運の最終的な考えを報告させていただきましたんですが、申し訳ございませんが、今の本会議開会までに向こうはいいという返事はいただけませんでした。再度時間をいただけるなら、もう一度行ってきますが、感觸的には非常に難しい状況ですね。それが報告です。

副委員長 初めの問題は、小池さんの個人の一般質問で始まったことありますね。ですから先ほど言い方が悪かったかもしれませんが、この件の中味に関して小池さんが納得していただければいいわけで、それに対して議員が何人とか、それほど大事なことですか。

小池委員 とんでもないです。これは議会でやることです。議会でやるべきだということで私は一般質問を出してることですから、これが違うところで私一人に話せばいいだろうと、そういう話ではないです。

副委員長 小池議員が納得をしていただくことが一番大事だと。
小池委員 納得することは、一般質問の通告に出したこと、その通告に答えてもらうことというのが納得するということです。

副委員長 ですから改めて説明をしますよということです。
小池委員 それは議会の場ではないわけですから、全くそれは違います。議会というものは何のためにあるかということですよ、そんなことであれば、どっかで普段の話をして話がわかればそれでいいでしょ、という話になるんじゃないですか。

副委員長 答弁としては、初めの話に戻りますが、こういうことだと答弁はされたわけですから。

小池委員 それは答弁ではないと私は言ってるわけです。答弁できませんというのは答弁でないですよ。

じんの委員 結局だめだったというのは・・・
副議長 だめだったんじゃないけど、時間までには無理だったので、もう少し時間をいただければ、再度今から行ってきますけど。

じんの委員 人数とかの関係はないの。
副議長 傍聴のはなしですね・・・
じんの委員 傍聴のは、人数のはあるの。
小池委員 私も先ほどどうしてもということでありましたので、そこまで言うのであればということでしたけれど、今の話そういうことがすんなりと受け入れられないような、そういう向こうの姿勢の中

ですから、これはこちらとしてもそういうものを受け入れるわけにはいかない、そう考えます。

議長 小池議員はそういうお考えですか。

前田委員

さっきも申し上げたように、これは議運の総意という形で話を副議長に申し出願って行ってもらっとるやつだもんですから、その辺は行政側にも、その辺は理解してもらわないと、これ以上、これ以下に譲れるものは私はないと思いますよ。例えばもう一つ言うのであれば、これの担当が文教福祉委員会の担当だから文教福祉の人だけにとか、そういう馬鹿な話では済まない話だと思いますよ。これは議員全体に出たことですので、問題は議員全体の問題だと思うんですよ。ということで私はもう一度副議長にね・・・

副議長

前田委員

もういっぺん時間をいただければ、行ってはきますけど
私は、先ほど総意でいいですかと確認させていただいたら、皆さんは総意だと、それで結構だということをおっしゃられたんで議長にお願いしたわけなんですけど。今傍聴の人数で、その廊下で副町長に、何を言っとるのと聞いたら、議員全員ではねーとか言っとる。議員全員だとそういう問題じゃないだろうと思うんですけども。この件に関してね。だから本当に興味があって、この問題について本当に考えたいという人が本当に傍聴に行くわけですから、別に全員が行くわけでもないですし。そういうふう理解してもらえれば、私は納得はいただけるんじゃないかなと思うんですよ。

加藤委員

議運の総意ということですから、議運の委員長も一緒に行っていただいて議運の委員会としてということで交渉をもう一度行っていただいたら。

じんの委員

できるだけ、これ本来は議会でする予定だったんですから、一番近い形となると聞きたい議員が参加することは当然となるんじゃないですか、本来なら議会で皆がいるところするべきことだったんだから。

小池委員

だから、そういう場を別に設ける設けないという話と、この議会の場で、この答弁に答える答えないという話は別ですから、これについては私は納得してないので、ここで答弁を求めるということについては変わらないし、これで私はこのままで進めることには反対です。それはただ議長判断なりで決められることであればやむを得ない話でかもしれませんが、私としてはそれは納得してることではないです。

議長

私もそういうことはやりたくないと思っているんですけども、今一生懸命どうしたらいいかと。

小池委員

議長

だから全員で話を聞くとかは、それはそれで別の話です。
だから最終的に私の判断で結論を出さないかなんと思っているんですけども、先ほど前田議員も言われたことに対して皆さんどこまで歩み寄りがあるかわかりませんが、なければどういうふう結論を出させてもらうか考えないかなと思います。

小池委員 別の場でっていう話、これは議場の話。ですから常に議場でこう
 いうことが起こって、じゃあ別の場でこうやりますからとそれで
 いいしょと、そういう話が進んでは、本当に前例になるということ
 は最もまずいことではないかと思imasので、私はここの場はこ
 ここの場としてそれは求めていきたいし、別の場でそういうことを
 やることについては、それは別に構いませんけども、それとこれと
 は別です。

前田委員 それは議場で主張してもらえばいいことなんで。

小池委員 別の場であっても、当然それは、最低限テープは必要ですよどう
 しても。どんな場だってそれは・・・

前田委員 それは歩み寄りの中の話で

小池委員 歩み寄るっていう問題ではないですこれは。

前田委員 そうだけど、そのために。

小池委員 だから歩み寄っていて議会としていい方向に動くかっていうこ
 とですよ最終的に。これからのことを考えて議会の。

前田委員 私が言いたいのは、これを再開するにあたって、そういう提案が
 出てきてあれば、我々もそれに対して提案をし、どうしてもテープ
 はやりたくないということであれば、それじゃあ私たちも参加し
 たい人達の傍聴を認めると、そういうことを言ってるわけですか
 ら、そのへんのところを、これ平行線で解決にも何にもなりません
 よ。そのへんのところで納得がしてもらえないかということ、私
 はさっきから小池さんにも言っとるし、行政側にもその辺で折れ
 てもらえないだろうかと言っとるんであって、とにかく再開をす
 るという条件の話は私しとるんであって、そのための条件作り、
 それを今言っとるわけですよ。小池さんの主張は主張で、議場でし
 っかりやってもらえばいいことです。

小池委員 再開のための条件は通告に答弁することなんですよ。

前田委員 話が一番元に戻っちゃたんですからね。こうなってくると。

小池委員 それは私は主張してますので、皆さんの中で議長が判断を下さ
 れれば、それはそれでしかたがないことですが、

前田委員 先ほどそういう話があったものですから。議長どうですか、そう
 いう話で。

議長 小池さんがそういうことを言われてますもんで、どういうふう
 にしたらいいのかなと。だけどそういうことだけで時間を無駄に
 使っていくのかなということだけちょっと引っかかっているだけ
 であって私自身が。だから一生懸命なんとか話をして、正副議長、監
 査でいかなのかと、そしたら今出てますが傍聴でという話があっ
 たわけですけど、時間延長をやらないかんもんで切らしていただ
 いたんですが、まだ最後まで詰めをしたわけではございませんし、
 その件に関しては。だからそれがだめになると私が腹をくくらな
 いかんなどという気はしとりますし、皆さんが待っていただけ
 れば執行部によく。

委員長 どうでしょう、もう一度議長、副議長に。

議長 加藤委員が言われたように委員長も一緒に行っていた方がいいかなと。

加藤委員 ほんとに、これを再開しないかんもんですから。いつまでもずーと平行線だったら・・・再開するために委員長にも行っていただいて、もう一度行っていただいて、それであと・・・こういう問題はまた今日でなくって次回もしできれば・・・

小池委員 再開しなければいけないということと言われるんですけども、再開できない理由ってのは向こう側にあるわけですから、それをこちら側がその理由を、理由っていうのか、擦り合わせをこちら側が一方的に条件を付けて再開に向けてっていうことは、むしろ私は議会の姿勢としては、本来向こう側が再開に向けてこうしたいというこがあってしかるべきでなないかと思うんですけども。

金沢委員 それはちょっと違うと思うのですが。あくまでも時間を止めたのは小池さん自身であって、そのまま答弁と質問をすることは可能だったと思うんです。向こうがこの件に関しては長久手温泉の件であるから詳細な答弁はできないという答弁は一応しとるわけです。

小池委員 だからそれはおかしいと。

金沢委員 それは一般質問でやっていただきたい問題ですよ。なんでできないかということです。

小池委員 議会としてどういう姿勢を示すかということですね。

金沢委員 だから落しどころで、後日皆で傍聴という形でやりたいと、先ほどいいって言われたでしょ。

小池委員 でも、すんなりとそういう話ができないということであれば。

金沢委員 それをまた後退させることはおかしいことですよ。それをいっぺん議運の総意として決めたわけですから、それを後からそんなふうだったら、取下げるなんてことは、僕は認められません。

前田委員 僕もそう思う、その件に関しては。

小池委員 でも最初から私は、とにかくそれをやることと私の質問に対してこれでいいと言っていることではないことだけは言っていますので、納得をしているわけではありませんから。

前田委員 本来は議場でやるべきものが、そういう形でやるということに対しては、それは小池さんの主張として議場でやっていただければ結構だけれども、ただそういうチャンス、場はこのままいっちゃったら小池さんも何にも情報も聞けないし我々も聞けないわけですから、聞くために我々から言ったんですよ、そういう場を設けてくれということは、設けるということは、町から言ってきたんでなくて、議会として向こうに申し入れた、それに対して向こうから条件を付けてきたから、それはおかしいだろうと、それは少しずつ歩み寄ってきて今の形になってきたものですから、それをテープはいかんだとか、そういう話になってくるとちょっと話が元へ戻っちゃうもんですから。その辺はご理解いただきたいと思います。

小池委員 議長にまかせます。

委員長
議長 小池議員の方から議長に一任をするということでしたので。
金沢議員が言われたように前のことに対しては、まだ厳しいこと
をお考えのようですが。

小池委員 ただ今それに納得できないという町の姿勢だったということだ
すからね。それだったらということですね。

前田委員 それは時間的にまだ彼らがOKいうまでの時間がなかったとい
うことでしょ。

議長 結局もう延長はわかってますもんで。
副議長 正直申し上げれば、非常に難しい
前田委員 傍聴が・・・
副議長 今の議運の最終通告を呑むという方向性については、非常に難
しい、ただ向こうは向こうで、今どうのこうのとそれぞれ考え方を
述べてる段階で時間がきたから議場へ行きましょうということだ
す。

前田委員 これでそんなようなことであれば、小池さんのおっしゃるよう
なことであれば、なおさらかたくなになってきちゃうだけだから、
ここは議運の委員長も含めて、話がつくものならつけてきていた
だいて、そういう場所は変わるけどチャンスはそのまま残るとい
うことでどうでしょうか。本来私も基本的にはそう思いますよ、小
池さんの言うように、こういうものが出たんだから、このとおりや
ってもらうのが当たり前だと思うんですけども、ここはお互い平
行線を言っとってもしょうがないもんだから。それは議長に任せ
るとおっしゃられましたから。

議長 もういっぺん聞いてきますわ。
委員長 ここで暫時休憩とします。

午後5時 9分休憩

午後5時25分再開

委員長 休憩前に続き会議を再開します。
先ほど議長に一任ということでしたので、議長より報告願いま
す。

議長 いろいろと皆さんにたいへん長い間、接点が見つからないかとい
うことで、私もあまりやりたくないんですが、やはりこれ以上延
長していくというのは議員だけならいいんですが、執行部の皆さ
んもあることありますので、まあ限界かなと思います。これより
議会は平行線をたどっていますので、再開し進めてまいります。そ
のようにしたいと思いますので。

副議長 その前に今の経過報告を。
議長 経過報告は、やはり5名ならいいと、傍聴というのはやはり厳し
いということですので、おそらくそれは議運の方では呑
んでいただけないだろうと、私は思うので、私の結論としては進め

ていきたいと思っています。その辺のところを議運に諮ってもらえますか。

委員長 　ただ今議長の方から報告がございました。議会を再開したいと
そういうことでございますので、皆さんいかがでしょうか。

(傍聴に行くとかいう)

前田委員 　どういことですか。

副議長 　交渉は決裂。

前田委員 　一応は今の話で5人で、小池さん一人になりますけど、参加する
参加しないは別として、そういうものだけは残っているわけですね今。

副議長 　そこまで譲歩したがという言い方をしておりました。

前田委員 　それだけは確認しておく必要があると思うんですけども。

副議長 　残っているということではないですね。

前田委員 　何にもなくなっちゃったと。今までの会議はなんだったんでし
ょうか。

議長 　その件に対しては、議長預かりでもういっぺん話はしておきま
すけど。5名と小池さんについては、議長預かりで詰めて参りたい
と。

前田委員 　それは最低の線だから。

議長 　ただし傍聴の件は・・・

小池委員 　それをこちらが受けるかどうかは別ですよ。

前田委員 　もちろん、もちろん。

小池委員 　それをこちらが受けるかどうかは別ですよ。そういう話では私
はしてませんので。

議長 　5名のやつですね、正副議長と監査と小池議員の5名の・・・

小池委員 　5名ではということは私は納得してないわけですから5名では。
議長 　それは私はいっぺん話を進めてまいるつもりであります。

前田委員 　それでいいというわけではないんですけど、その権利だけは取
っておいてくださいよということです。確保はしてくださいよ
という話です。

委員長 　そういうことで、みなさんよろしいでしょうか。

小池委員 　よろしいでしょうかは、何がよろしいでしょうか。

委員長 　議運を終って議会を再開と。

小池委員 　私は納得はしていません。

議長 　白紙の方がええかな。納得してからと。納得してから・・・

小池委員 　議長判断とさっき言ったのは、向こうへ話をしに行くことにつ
いて議長判断。

議長 　5名に対して。

小池委員 　そうそうそういう話をしたわけです。

議長 　5名をええということに対して。

小池委員 　そうそう、5名をいいんじゃないですよ。傍聴者の話とか

議長 　傍聴者の話は決裂ですので。

小池委員 　テープはといったけれど、テープはだめとかそこらへんは議長

判断でっていうことで、さっきは言いましたけれども、議長判断ということは・・・

議長

だからもう

小池委員
委員長

今、これで再開をするという話についてここでどうかという・・・先ほど議長に一任ということでしたので、議長が今報告をしてくださいました。で議長はこれで議会を開会ってことですよね。

議長

いままでが本当に無駄になったんですけども、はっきり言いましてもう少し結論が出るかなと思ったんですけど、やっぱり平行線をたどっていますので、これ以上今言いましたように執行部に迷惑をかけるわけにはいきませんので、こちらのほうとしても延会するつもりはございませんし、本日中に今日の日程を終えたいというのが私の考えです。議会を再開させていただきたいと思えます。

委員長

今議長がそのように申されましたけども、それでよろしいでしょうか。

小池委員
委員長

私は再開には反対です。

そうしましたら。

議長

小池みつ子議員の質問も残ってますので。

前田委員

採決云々じゃなくて、議長権限で議長から

小池委員

私は再開には反対です、何の解決もないままで再開をするということですから。

議長

残念ながらね。

小池委員

私は反対意思を表明して。

議長

何とかと思って。

前田委員

この処置については今後小池さんがどういう扱いをするのか、それが判断が。それはそれとして。そういうことです。

委員長

たいへん長い間時間をかけましたけども、議会運営委員会を以上で閉会します。

午後5時31分閉会

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成20年6月11日

議会運営委員長 水野とみ子